

令和5年第4回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年12月13日（水曜日）午前10時30分～午前11時14分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第127号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第128号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第134号 契約の締結について（青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事）

請願第7号 18歳までの子どもの医療費を無料にすることについての請願

○出席委員

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

委員 奈良 祥孝

委員 村川 みどり

委員 藤田 誠

委員 舘山 善也

委員 里村 誠悦

委員 渡部 伸広

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘山 新

総務部理事 佐藤 芳之

企画部長 織田 知裕

企画部理事 長内 哲史

税務部長 横内 修

浪岡振興部長 舘山 公

会計管理者 山谷 直大

選挙管理委員会事務局長 齋藤 賢剛

監査委員事務局長 加福 理美子

総務部次長 工藤 拓実

危機管理監 牧野 豊

税務部次長 柴田 一史

浪岡振興部次長 石村 淳

総務課長 竹内 巧

人事課長 村田 幸長

国保医療年金課長 佐々木 潤一

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎 良輔

議事調査課主事 笹 雄貴

議事調査課主査 久保 拓哉

○澁谷洋子委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件及び請願1件について、ただいまから審査をいたします。

議案第127号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第127号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本条例は、「1 制定理由」に記載のあるとおり、本年8月7日の人事院勧告及び10月6日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する等のため関係条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正対象条例」になりますが、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例ほか7条例となります。

「3 主な改正内容」についてですが、1つは、「I 給料表の改定」であります。行政職給料表につきましては、高卒程度初任給が、月額15万8900円から17万900円に1万2000円の引上げ、大卒程度初任給が月額19万1700円から20万2400円に1万700円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きながら、全体で平均1.11%の引上げ改定を行おうとするものであります。その他、公安職、教育職、医療職、任期付研究員及び特定任期付職員の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員については該当する職員はいないものであります。

次に、2ページを御覧ください。

「II 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」であります。民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ一般職員については0.05月ずつ、再任用職員については0.025月ずつ引き上げようとするものであります。また、任期付研究員、特定任期付職員、特別職及び市議会議員につきましては、期末手当の年間の支給月数を0.05月引き上げようとするものであります。支給月につきましては、令和5年度は、年間の引上げ分を12月支給分で、令和6年度以降につきましては、年間の支給分を6月と12月に支給分が均等になるよう、支給することとしております。

次に、「III 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給」であります。地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことを受け、令和6年度

から会計年度任用職員に対して、これまでの期末手当に加えて、勤勉手当を支給しようとするものであります。

なお、支給月数については、資料記載のとおり、一般職員と同様の支給月数とするものです。

次に、3ページを御覧ください。

「Ⅳ その他」であります。1つに、医療技術職職員の人員配置状況を踏まえ、医療技術職職員の職務の級に応じた職務内容を定めております医療職給料表（二）級別基準職務表に主任言語聴覚士及び副作業療法士長を追加する改正、2つに、常勤の特別職の職員に一般職の例により通勤手当を支給することとする改正、3つに、特定新型インフルエンザ等の救護作業等に従事した職員に特殊勤務手当の一つである感染症等作業手当を支給することとする改正及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫作業に従事した場合の同手当の支給額を引き上げる改正をしようとするものであります。

「4 施行期日」であります。令和5年度に係る改正は、公布の日から施行となります。また、「Ⅰ 給料表」及び「Ⅱ 期末手当及び勤勉手当の支給月数」に係る改正は、令和5年4月1日に遡及して適用し、令和6年度以降に係る改正は、令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定による影響額は、おおむね1年度で2億9640万円程度となり、会計年度任用職員に対する期末手当の引上げ及び勤勉手当の追加支給に係る令和6年度に見込まれる影響額は、おおむね4億1570万円程度を見込んでおります。

続きまして資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表となっております。

資料2の左上部に第何条と記載しておりますが、第1条関係は、令和5年度に係る職員の給与条例の改正案であり、第2条関係は令和6年度以降に係る職員の給与条例の改正案となっております。

同様に、第3条及び第4条関係は、国または地方公共団体が設置する公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の採用等について規定する任期付研究員の採用等に関する条例、第5条及び第6条関係は、医療や弁護士などの高度な専門的な知識・経験を有する者の採用等について規定する任期付職員の採用等に関する条例、第7条及び第8条関係は、特別職及び議員の給与について規定する特別職の職員の給与に関する条例の改正案となります。また、第9条、第10条及び第11条関係は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正案となり、第12条関係は、特定新型インフルエンザ等の救護作業及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫作業等に対する感染症等作業手当の支給について規定する職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案となります。

以上、議案第127号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。藤田委員どうぞ。

○藤田誠委員 2点について。初任給改正に伴う在職者調整、何号級まで波及してやったのか——何号俸か、1-1から在職者調整したのかと、それから、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染に係る防疫作業に従事した特勤手当について、いわゆる防疫作業した人の健康管理ために保健師が派遣されることがあります——その人は対象になるのか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 まず、最初の御質疑についてですけれども、こちらについては全職員を対象としております。

2点目の保健師が防疫作業に当たった場合も、同様に手当を支給することとしております。

○澁谷洋子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 在職者調整については、後で、いわゆる1級、2級……

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 在職者調整の部分について担当課からお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 人事課長。

○村田幸長人事課長 人事課でございます。

藤田委員から御質疑のありました在職者調整の話でありますけれども、今回の人事院勧告に伴う給与条例の改正につきましては、在職者調整の対応はありません。

先ほどの保健師の話もありましたけれども、保健師については感染症の作業手当そのものは、鳥インフルエンザなどに行ったときには支給されますが、今回改正となっております引上げ部分、350円を700円にするといった部分につきましては、あくまでも鳥の殺処分にか、そういう心理的な負担が当たった部分の業務についてのみ、高いほうの700円の金額が支給されまして、保健師が現場に行き行って従事する——保健業務を行う部分については350円の支給になります。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。在職者調整について1点だけ。今年の初任給と来年採用される方の初任給は違いますよね。今年の大卒と、来年の大卒の初任給の金額を教えてください。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 人事課長。

○村田幸長人事課長 人事課でございます。

資料1に記載しておりますけれども、「3 主な改正内容」の給料表の改定の個々の部分を記載しておりますけれども、高卒程度で、今年度、令和5年度に採用された場合であれば、15万8900円だったものが、来年の令和6年度の採用になりますと17万9000円になると。同様に大卒であれば、こちらに記載のとおり令和5年度に採用された場合は19万1700円だったものが、令和6年度の採用になりますと20万2400円になるという形になります。

○**澁谷洋子委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** そうすると、今年採用の高卒は15万8900円だと。来年の4月に採用される人が17万9000円だと——17万9000円か、この1万何ぼの差、来年になると、去年採用された人より高くなると。その調整をするためにこれまで、初任給が改正されれば、ひっくり返らないように、令和5年度に採用された人が低くて、令和6年度に採用された人が高い。来年になると、令和6年度に採用された人が高くて、令和7年度に採用された人が低くなって、それを調整するために、これまで在職者調整をしてきたけれども、今回はやらないってことでよろしいですか。

○**澁谷洋子委員長** 人事課長。

○**村田幸長人事課長** すみません、先ほど在職者調整の意味をちょっと取り違えておりました、今年度の給与改定に伴いまして、施行期日のところにも記載しておりますけれども、今年の令和5年4月1日まで遡りますので、例年、増額改定の時にやっております、いわゆる遡及での適用をして、差額の支給については、1月に支給を予定しております。

先ほど在職者調整を取り違えておりましたのは、採用された際に、初任給調整手当とか、格付けとかの部分での影響があるのかというふうに誤解して、ないというふうに申し上げたものでありますけれども、今回の給与の増額改定に伴って、今いる職員たちの給料を4月に遡って、来年の採用のときの金額と今年の採用金額の部分の調整という意味での遡及改定であれば、それは行うということであります。誤解した説明をしまして申し訳ございませんでした。

○**藤田誠委員** 分かった。遡及するから、今年部分はこの新しい初任給で上がると。要は、採用された年によってひっくり返ることを防ぐために——総務部長はいだけ分かっているんだけど、要は採用されて2年目の人、3年目の人、4年目の人がいる。遡及改定をやらないと、新しく採用された人が先に採用された人よりも高くなってしまうという現象は、皆さん分からないかもしれないので——そういう意味での在職者調整をやったかやらないか。詳しくはあといいけれども、やったかやらないか。

○**澁谷洋子委員長** 人事課長。

○**村田幸長人事課長** 今回の条例案を御議決いただきましたら、実施しまして、その差額の支給については1月に行うことを予定しております。

〔藤田誠委員「いいです、ピン트가合いませんので終わります」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回の給与の引上げは、前向きなものなので、反対はしません。ただし、問題点をちょっと指摘して質疑したいと思います。一般質問でもありましたけれども、特別職の給与の引上げは、私たちはやるべきじゃないという立場なんですけれども、それに関連して、特別職だけの引上げの影響額は幾らになりますか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今回、期末手当の支給月数が 0.05 月引き上げられることに伴いまして、市長が 4 万 8000 円、議長が 3 万 9480 円、副議長が 3 万 6180 円のアップなどがありますけれども、トータルで 131 万 6730 円となります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 額もそんなに大きくないといえばあれなんですけれども、本当は、これを使って新たな引上げに使えるかと言ったら、そんなに大きい額でもないんですけれども、ただ、特別職だけはやっぱりこういう時期には引き上げるべきではないというのが 1 つと、それから前回、会計年度任用職員の遡りはやらないと。その理由は、システム改修等があるからだというふうに、部長はおっしゃっていたんですけれども、システム改修にかかる経費と、それから、急いでシステム改修をやった場合、大体いつ頃改修のめどが立ちそうなのか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、システム改修に係る経費として約 500 万円、改修に係る期間につきましては、急いでやっても 3 か月から 4 か月程度かかるというふうにして業者から聞いております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、会計年度任用職員も正職員の隣で同じ仕事をして働いているわけですから、やはり会計年度任用職員の皆さんも、給与を引き上げるべきだし、3 か月かかってもいいから、システム改修をやって、4 月に遡って支給すればいいんじゃないのという立場なんですけれども、総合的に見て、職員の皆さんの給料を引き上げることについては賛成ですので、一部反対ですけれども、全体的に見れば賛成ということにします。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 127 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○**澁谷洋子委員長** 次に、議案第 128 号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 議案第 128 号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税を減額するため、制定しようとするものであります。

「2 改正内容（産前産後期間における国民健康保険税の減額措置）」ですが、産前産後期間における国民健康保険税の減額措置については、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、被用者保険いわゆる社会保険と同様に、出産前 6 週間及び出産後 8 週間は、労働による収入を得る稼得活動に従事できない期間として、国民健康保険被保険者の産前産後期間に相当する、4 か月分の所得割額及び均等割額を軽減するものであります。

軽減対象者は、出産する予定または出産した被保険者で、妊娠 85 日以上、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶をされた方も対象となります。

軽減対象額は、出産の予定日または出産日が属する月の前月から、これらの日が属する月の翌々月までの 4 か月分の所得割額及び均等割額を、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日または出産日が属する月の 3 か月前から、これらの日が属する月の翌々月までの 6 か月分の所得割額及び均等割額を軽減するものであります。なお、低所得者に対する 7 割・5 割・2 割の法定軽減の適用を受けている場合は、軽減後の額をさらに減額するものであります。

減額する保険税額の取扱いにつきましては、減額する保険税額を、届出後の未到来納期回数で案分し、各納期において徴収する保険税額から減額することとなります。

減額する保険税額が、届出後の未到来納期で徴収する保険税額の合計額を超えている場合や、当該年度の最終納期後である場合は還付または充当いたします。なお、届出は、出産予定日の 6 か月前から受付が可能となっております。

「3 保険税減収分に係る財政支援」は、産前産後における軽減制度の導入による国民健康保険税の減収分につきましては、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置されることとなっております。

令和 5 年度課税分の試算では、軽減対象人数が 54 人、軽減額は 45 万 9000 円で、そのうち本市の負担分は 11 万 4000 円と見込んでおります。

「4 施行期日」については、地方税法等の一部改正の施行期日と同日の令和6年1月1日を予定しております。

なお、参考資料として、本市の保険税率の内訳及び単胎妊娠・出産については4か月分の、多胎妊娠・出産については6か月分の軽減額の内容に関する資料を添付しております。また、条例のこれらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第128号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 これも反対はしないんですけれども、1つ確認なんですけれども、届出後ということで、本人による届出というのはどういう流れになるんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 まず申請といいますか、届出に関しましては、窓口で軽減届出書の提出が必要になります。この際に、母子健康手帳を想定しておりますが、出産予定日や単胎・多胎妊娠の別を確認できるものの提示も必要となります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この制度を知らなければ、軽減届出書を出すなどというふうにつながらないと思うんですけれども、そここのところの、あなたはこの対象になりますよという周知はどのような流れになりますか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 産前産後期間の軽減の周知についての御質疑でありましたが、妊娠された方や出産した方が訪れる場所として、出産育児一時金や妊産婦10割給付の申請場所である国保医療年金課の窓口や、妊娠した際に必要となる母子健康手帳の申請場所である、あおもり親子はぐくみプラザの窓口で制度の案内をしたいと考えております。また、市内で出産を取り扱っております、6か所全ての医療機関にチラシの設置や、ポスターの掲示による制度案内、併せて市のホームページや、「広報あおもり」令和6年1月1日号を活用して周知をすることとしております。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 128 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 134 号「契約の締結について（青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 134 号契約の締結について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1. 名称」は、青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事であり、「3. 工事内容」については、既存の校舎及び屋内運動場の解体工事一式であり、既存校舎棟（鉄筋コンクリート造 3 階建）、延床面積 4494.64 平方メートル、既存屋内運動場（鉄骨造 2 階建）延床面積 1161.73 平方メートルの解体撤去を行うものであります。

「4. 工期」につきましては、契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 29 日までとなっております。

「7. 入札結果」につきましては、去る 10 月 18 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社大新興業と 3 億 4937 万 1000 円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 134 号契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 134 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、請願第 7 号「18 歳までの子どもの医療費を無料にすることについての請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 請願第 7 号「18 歳までの子どもの医療費を無料にすることについての請願」につきまして、請願に関する市の考え方を御説明申し上げます。

請願事項は、子どもの医療費を 18 歳まで無料にすることです。

本市の事業概要であります。本市における子ども医療費助成事業につきましては、青森市子ども医療費助成条例に基づき、ゼロ歳から中学校 3 年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費本人負担額に対して全額公費

負担しているものであり、また、ひとり親家庭等については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもも対象としております。

事業の実施に当たりましては、青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用しており、補助対象者は未就学児までとなっております。

次に、実施した場合における影響ですが、令和4年度における助成実績については、対象者数は令和5年3月31日現在で2万4205人、助成額は約6億9000万円、うち、県の補助額は約1億1800万円となっております。

市独自に子ども医療費助成の対象を高校生まで拡大した場合、影響額については、正確に算出することは困難であります。中学生と同程度の助成が必要であるとの前提で、令和5年度当初予算を基に中学生と高校生の人数割合で算定いたしますと、年間約1億円が見込まれます。

本請願に対する市の考え方ではありますが、子ども医療費助成事業につきましては、単年あるいは数年間限定として実施するような事業ではなく、恒久的な事業となることから、毎年度約1億円を追加で要することとなり、しっかりとした将来にわたる財源の裏づけなしには、実施には至らないものであり、県内他市町村の実施状況の比較のみをもって判断すべきものではないと考えております。

各自治体の地域の状況によって、優先的に解決しなければならない課題や、これまで重点的に取り組んできた子育て支援策などは異なります。また、本市においては、現在、本請願の中でも触れられているように、コロナ禍によるダメージが残る中、急激な物価高騰により、市民生活や地域経済に大きな影響が及んでおり、その対応をはじめとした社会経済情勢を反映した多種多様な市民ニーズへの対応や、各種行政課題への対応など、多くの財政需要を抱えている状況にあります。

このような中、子育て世帯の負担軽減を図るためには、国の責任において全国一律の子ども医療費助成制度を創設すべきとの考えの下、本年5月10日に開催された「こども政策に関する国と地方の協議の場」において、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方三団体から、すなわち、全国の自治体の総意として、国に対し、全国一律の制度の早期実現を求める緊急提言を行ったほか、これ以降も各地方団体において、数度にわたり同様の要望を行ってきたところであります。

したがいまして、本市としては、国の責任において全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、引き続き、全国市長会や中核市市長会等を通じて要望していくこととしており、市独自に対象の拡大を図ることは考えていないものであります。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 今年度、県内40市町村で、新たに18歳まで医療費無料化した市町村はどこでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 担当課長から説明いたします。

○澁谷洋子委員長 国保医療年金課長。

○佐々木潤一国保医療年金課長 国保医療年金課でございます。

令和5年度、新たに拡充したところは、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、平川市であります。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 弘前市も今年4月から18歳までの医療費無料化したような気がするんですけども、では、来年度から新たに、例えば所得制限をなくしたり、新たに拡充する市町村は御存知でしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 来年度から高校生に拡充するのは、おいらせ町であります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 おいらせ町は、来年4月から入院・通院18歳までになると。それから八戸市は、来年の1月から所得制限が撤廃になるというように、次々新たな市町村が拡充や制度の見直しを行って、18歳までの医療費無料化をどんどんどんどん進めている状況になっています。

他都市と比較するべきではないと言いながらも、やっぱり青森県内全体がどうなっているのかというのは普通見るべきだし、市が今どういう状況にあるのかというのは、他都市と比べてどういうふうになるのかというのは基本だと思います。

現在、18歳までの医療費無料化、通院・入院別にやっている自治体数とその割合を示してください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 ちょっと確認なんですけど、それは全国の自治体ということで。

〔村川みどり委員「県内40市町村です」と呼ぶ〕

○横内修税務部長 県内40市町村ですと、現在、高校入院までが30市町村、通院までが29市町村になっております。

〔村川みどり委員「割合でいえば」と呼ぶ〕

○横内修税務部長 40分の30ですので、75%です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 かなりの市町村で、7割を超える市町村で、18歳までの医療費無料化を実施しているという状況の中で、やはり青森市はかなり遅れている状況です。ぜひ、私は18歳までの医療費無料化を決断するべきだという立場です。

以上です。

○澁谷洋子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 先ほどの説明の、18歳まで医療費無料化した場合の約1億円の影響額というのは、恒久財源としては難しいということによろしいんですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 毎年度約1億円必要ということになりますので、そういう意味

では将来のしっかりとした見通しを持って実施しなければというか、裏づけがなければ実施に至らないものと考えております。

○澁谷洋子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 今回のこの請願は、子育て世帯の負担軽減というのが目的だと思うんですが、青森市は小・中学校の給食費無償化をやっていますよね。毎年幾らかかっていますか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 今年度の予算額で言いますと、当初予算額の約 11 億円に前回 9000 万円の補正をいたしましたので、12 億円弱を用意しております。

○澁谷洋子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 約 12 億円かかっていると。私も、確かに 18 歳までの医療費無料化してもらえることにこしたことはないと思っているんですが、国にも要望しているというのがありますけれども、政府としても、今、やろうとしているということも確かであります。なので、僕は、国が施策をやると言っているのであるから、それを待ってもいいかなと思っています。

この請願では、県内で青森市だけが 18 歳までの医療費無料化をやっていないというふうに言っていますけれども、逆に言えば、小・中学校の給食費無償化をやっているのは、中核市で青森市だけなんですよね。青森市だけがこの十一、二億円の財源を毎年かけてやっているということが言えるんじゃないかと思っておりますので、なかなか難しいと思います。

議会の議員なので、市民の代表として市民の声を行政に届けるという立場もあるんですが、将来も持続可能な行財政というか、将来に関してその情報も知り得る立場でもあるので、そういったことを総合的に考えれば、今、無理をする必要はないのではないかと。青森市はすでに、十一、二億円を、子育て世帯のために支援しているというふうに言えると思うので、この請願は、私は採択すべきではないという立場です。

○澁谷洋子委員長 館山委員。

○館山善也委員 常任委員会ですが、会派の意見というよりも、個人的な意見として述べさせてもらいます。

まず、部長からもお話があった、財源の部分は十分に理解するところです。また、この請願の中段にある、新型コロナと物価高、子育て、少子化の拍車とか、この辺も内容的にはどうかなと思うのと、また、県内 10 市がやっているからやるべきだという意見もありますが、私はこの医療費に関しては、賛成の意見です。というのは、やはりこの給食費無償化というのは、探求的なもので皆さんイメージはつくんですが、病気に関しては、親御さんは待たなしで来るんです。実際、私も議員になる前のサラリーマンのときにそういう経験がありまして、これは年収問わず、その生活ががらっと変わってしまうんです。また、病気が長期化すればするほど、入院費

以外にも、家族関係にも当然影響を及ぼす大きな問題なんです。

今、給食費無償化で年間約 12 億円かかるという形がありますが、いまだに青森市は中学校の医療費でも所得制限を設けております。だったら、私は踏み込んで、給食費無償化のほうに所得制限を設けて、医療費に関しては、所得制限なしでやってもらいたいなという意見であります。

あくまでも個人的な意見ですけれども、どちらが大事か、確かに部長からの説明もありましたが、給食費無償化よりは、やはりこの待ったなしの医療費というのは、私は家庭に及ぼす影響は大きいと思っておりますし、給食費無償化に関しては、むしろそちらの財源を使ってでも、18 歳までの医療費無料化を実行すべきであるという意見を述べさせてもらいます。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

請願第 7 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、請願第 7 号は、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

○澁谷洋子委員長 この際、ほかに理事者側から報告事項などありますか。

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)